

資料第 2 号

教育推進部児童青少年課

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月文京区条例第 24 号）（以下「区条例」という。）の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 放課後児童支援員の資格規定を明確化するため、区条例第 10 条第 3 項第 4 号中「教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者」に変更する。
- (2) 放課後児童支援員の資格要件の拡大を図るため、区条例第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の下に、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)」を追加し、新たに、区条例第 10 条第 3 項第 10 号に「五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、区長が適当と認めたもの」を追加する。

3 実施予定日

公布の日から施行する。ただし、区条例第 10 条第 3 項第 5 号の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

4 新旧対照表（案）

別紙のとおり

改正後（案）	現行
<p>第一条～第九条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したものの 	<p>第一条～第九条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したものの

改正後（案）	現行
<p>四 <u>教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの</p> <p>十 <u>五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの</u></p> <p>4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であ</p>	<p>四 <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの（新設）</p> <p>4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であ</p>

改正後（案）	現行
<p>って、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われ るものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十 人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の 提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者が二十人未満の 放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を 除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に 従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限 りでない。</p> <p>第十一条～第二十一条（略）</p> <p>付 則</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>付 則（平成二八年六月二二日条例第三九号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成三十年六月二四日条例第●号） <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第三項第五号の 改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。</u></p>	<p>って、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われ るものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十 人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の 提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者が二十人未満の 放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を 除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に 従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限 りでない。</p> <p>第十一条～第二十一条（略）</p> <p>付 則</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>付 則（平成二八年六月二二日条例第三九号） この条例は、公布の日から施行する。 （新設）</p>

